

第三者委員会からの『再発防止に向けた提言』に基づく改革プランの実施状況(令和6年度)

R7.4.18

再発防止に向けた提言			市の取組		実施状況		所管課		◎実施済 ○一部実施 △実施予定 又は代替 ×検討中
1 援助の専門性や質を高める研修を充実・実施									
①	外国人の対応を含む生活保護制度の取り扱い、在留資格などに関する知識の研修	生活保護制度や法令の知識・趣旨等現業員の技能向上に向けた研修の実施	・外部研修(5月15日、5月17日、5月20日、5月29日～31日、8月4日～6日、10月18日、11月18日～22日、1月15日～17日) ・内部研修(4月18日、5月14日、6月11日) 赤字は、新規に実施した研修		社会福祉課	◎			
			・多文化共生シンポジウムの実施(3月19日)		社会福祉課 市民協働課	◎			
		面接・相談や対人支援に関する研修の実施	・外部研修(5月15日、8月29日、8月30日、11月11日～12日、11月19日) ・内部研修(5月8日、5月13日、5月31日、6月11日)		社会福祉課 子育て支援課	◎			
②	貧困への理解、生活困窮者への支援における心構えに関する研修	社会保障制度等に関する研修の実施	・外部研修(5月20日、6月20日、7月26日、8月4日～6日、10月18日、11月22日、1月15日～17日) ・子どもの貧困対策に関し、外部講師による研修を実施(5月28日) ・内部研修(5月14日)		社会福祉課 子育て支援課	◎			
③	外国人への対応における心構えに関する研修	外国人への支援や人権等に関する研修の実施	・外部研修(5月15日、7月26日、8月4日、11月21日、12月17日、1月15日) ・人権に関し幅広く知識を深めるため、外部講師による研修を実施(6月25日) ・内部研修(5月14日、2月5日)		社会福祉課 子育て支援課	◎			
			全課を対象に、外部講師による研修を実施(12月17日)		市民協働課	◎			
2 生活保護に関する相談体制や組織体制の整備									
①	生活保護行政に携わる職員を人員、資格を含め適正に配置すること	人員数、保有資格、在籍年数に配慮した職員の適正な配置	・国の配置基準に基づき適正数を配置 ・令和6年度配属で社会福祉主事資格を有しない現業員について、資格取得のため研修を受講(8月4日～6日、1月15日～17日) ・(新年度)在籍3年以上の職員を継続して配置		人事課 社会福祉課	◎			
②	福祉相談係と生活支援係の役割分担を明確にすること	生活困窮者からの相談における福祉相談係と生活支援係の役割分担の明確化・ルール化	・面接相談マニュアルを整備してルール化(5月15日) ・内部研修で面接相談マニュアルを周知(6月11日)		社会福祉課	◎			
③	対応が難しい案件に関する査察指導の体制を整備すること	現業事務への査察指導員の積極的な介入と査察指導員の現業員に対する指導・援助の内容の明確化	・査察指導マニュアルを整備(5月20日)		社会福祉課	◎			
④	経験のある現業員や査察指導員を配置すること	現業員経験や社会福祉主事資格取得済みの職員の配置	・令和6年度配属で社会福祉主事資格を有しない現業員について、資格取得のため研修を受講(8月4日～6日、1月15日～17日) ・(新年度)現業員経験のある査察指導員や社会福祉主事有資格者を配置		人事課 社会福祉課	◎			
⑤	現場の職員が孤立しないよう上司や査察指導員が配慮すること	現業事務への査察指導員の積極的な介入と査察指導員の現業員に対する指導・援助の内容の明確化	・査察指導マニュアルを整備(5月20日)		社会福祉課	◎			
⑥	社会福祉士等専門職を福祉事務所内に配置すること	社会福祉士等専門職の採用と福祉事務所内への配置	・社会福祉課への社会福祉士資格を有する職員の配置を継続 ・(新年度)社会福祉士有資格者を配置		人事課 社会福祉課	◎			
⑦	課長補佐職は、係長兼務ではなく、兼務を解き、課内全体を監督しつつ、職場の統制を取れるようにすること	兼務でない課長補佐の配置	・(新年度)現業員経験のある係長や福祉業務経験のある職員を配置して管理職増員に代替		人事課 社会福祉課	△			
⑧	対応困難事例を社会福祉課内で集積すること	困難事例の概要及び対応のデータベース化	・困難ケース一覧を作成(5月27日) ・内部研修で困難ケース一覧を周知(6月11日)		社会福祉課	◎			
⑨	近隣市との交流研修や情報交換を行うこと	西三河地域9市の生活保護事務研究会への参加と職員同士の関係づくり	・第1回西三河地域生活保護事務研究会への参加(7月30日) ・第2回西三河地域生活保護事務研究会への参加(1月31日)		社会福祉課	◎			
3 相談現場の職員がいつでも相談できる任期付公務員の弁護士の採用									
		任期付公務員として弁護士の採用の検討	・安城市一般職の任期付職員の採用に関する条例の改正議案(弁護士を任期付職員として採用するために必要な事項を追加して規定するもの)を議会に提出し、可決 ・業務内容及び勤務条件を検討のうえ募集を行った結果、令和7年4月からの採用を決定		人事課 行政課	◎			
4 通訳を相談現場に配置し積極的な活用									
		社会福祉課への通訳職員の配置	・社会福祉課への通訳職員の配置を継続 ・電話通訳・テレビ通訳システムの配備を継続		社会福祉課 市民協働課	◎			
5 相談窓口における相談者と職員のやり取りの録音									
		相談時における録音のルール化	・関連する例規、他市の窓口での録音の取扱い、過去の本市の録音に関する取扱い等の調査研究		経営管理課 社会福祉課	○			
6 外国人や生活困窮者にやさしいまちづくり施策の推進									
①	多文化共生のまちづくり ― まずは権利保護を	外国人の人権に関する制度や生活困窮時に受けられる制度の周知の充実、市公式Webサイトの見直しの実施	・人権擁護委員の日(6月1日)を記念し、「特別相談」(6月6日)の開催を市公式Webサイトに掲載(5月15日) ・ポルトガル語版の「生活保護のしおり」、「生活保護を受ける方へ」を作成(5月17日) ・市公式Webサイトの外国語自動翻訳機能の改善 ・広報あんじょう(8月号)へ「こどもの人権相談」に関する記事を掲載 ・人権週間(12月1日～10日)を記念し、「特別相談」(12月5日)の開催を市公式Webサイトに掲載(11月15日)		市民協働課 市民安全課 社会福祉課	◎			
②	違う文化や言語であることについての理解を深める政策を	町内会等をはじめとした、広く市民への文化交流や言語、人権に関する啓発の実施	・スマホ人権教室(安祥中学校(全学年))を実施(5月8日) ・人権擁護委員の日に係る啓発活動・特別相談を実施(6月6日) ・第3次多文化共生プランの策定 ※関係部署間協議(各課ヒアリング1回、庁内部会からの意見聴取4回)、審議会の開催(4回)、パブリックコメントの実施 ・町内会への機械翻訳機貸出、町内会加入案内の多言語化、町内会や自主防災組織への多文化共生啓発(自主防災リーダー養成研修(5月11日)及び町内会長研修(6月6日))の実施 ・人権週間(12月1日～10日)の人権週間に係る啓発活動・特別相談を実施(12月5日)) ・多文化共生シンポジウムの実施(3月19日)		市民協働課 市民安全課	◎			
③	グローバルな人権保護への理解の必要性	町内会等をはじめとした、広く市民への文化交流や言語、人権に関する啓発の実施			市民協働課 市民安全課	◎			
④	外国人や貧困問題に関する専門家と市民の対話の機会を	福祉等に関するイベントで外国人の人権等に関する啓発の実施	・10月に「安祥文化のさとまつり」(10月6日)、デンパーク「安城の日」(10月19・20日)に啓発活動を実施 ・多文化共生シンポジウムの実施(3月19日)		市民協働課 市民安全課 社会福祉課	◎			
⑤	小中学校における多文化共生や貧困に関する教育プログラムの実施を	道徳などの授業や学校生活全般において、多文化共生や人権に関する啓発の実施	・道徳などの授業や学校生活全般において、人権教育及び多文化共生などについての学びを継続的に実施		学校教育課	◎			
7 市民の声を聞きながら市の改革プランを策定し、その実現度を継続的にフォローアップ									
		アンケート調査の実施	・「生活保護における外国人への対応の問題について」市民の意見募集を実施(5月31日) ・市民アンケート調査結果を公表(6月28日)		社会福祉課	◎			
		プロジェクトチームの立ち上げと改革プランの策定・公表	・生活保護事務執行適正化プロジェクトチーム設置・報道発表(4月8日) ・改革プラン策定・報道発表・公表(4月30日) ・改革プラン一部改定(追加)公表(10月24日)		社会福祉課 ほか	◎			
		改革プランの実施状況の確認・公表	・市民アンケート結果をプロジェクトメンバー等に周知・意見聴取を実施(6月19日) ・各課実施状況を確認(5月21日、6月27日、7月9日、7月19日) ・改革プランの実施状況確認(上半期)を実施(9月13日) ・改革プラン(上半期)進捗状況及び下半期の予定を確認(10月24日) ・多文化共生シンポジウムに係る協議を実施(12月23日)		社会福祉課 ほか	◎			